

各地商工会議所（連合会） 御中

日本商工会議所
総務部

新型コロナウイルス感染症への対応について
〔日本商工会議所の対応〕（抜粋）

3月19日に政府の専門家会議から以下の「状況分析・提言」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>) が outされています。

- 日本国内での感染は、引き続き持ちこたえているものの、一部の地域では感染拡大が見られる。
- 今後感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を伴う大規模流行につながりかねない状況にある。
- オーバーシュートが起きると、諸外国でも見られるように、その地域では医療提供体制が崩壊状態に陥り、この感染症のみならず、通常であれば救済できる生命を救済できなくなる事態に至りかねない。
- については、市民や事業者の皆様にも、最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での行動を十分抑制していただくことが重要である。

また、3月25日には、東京都において多数の感染者が発生していることから、小池東京都知事が、感染爆発の重大局面であるとして、記者会見

(<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/03/25.html>) において、以下の要請を行いました。

<小池都知事会見での要請内容>

「現在、都内で新型コロナウイルス感染症の感染者が急増している『感染爆発の重大局面』であり、今後のより一層の感染拡大やロックダウン（都市封鎖）などの最悪の事態を回避するため、都民に対し以下の対応をお願いしたい。」

◇平日はできるだけ自宅で仕事を行うこと ◇今週末は不要不急の外出を控えること

◇屋内外を問わず大勢の人が集まるイベントの参加は控えること ◇夜間の外出は控えること

現在のフェーズは「感染爆発の重大局面」であり、今後の対応は長期戦を覚悟しなければならぬ中で、経済活動を継続することも重要であることから、十分な対策を講じつつ、商工会議所活動を実施していく必要があります。

当所では、上記専門家会議の提言および東京都知事の要請を踏まえ、「3つの条件が同時に重なった場」での行動・事業実施を避けることを大前提として、4月30日（木）までの期間（予定）において、下記のとおり対応することといたしましたので、お知らせいたします。

各地商工会議所におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する可能性がございます。

1. 事業実施の前提条件

以下、3つの条件が重なった場での行動・事業実施は避けることとします。

- ①換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる
(この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとします)

【事業等実施にあたっての注意事項】

上記「3つの条件」をクリアするため、以下のとおり対応します。

- ①「換気の悪い密閉空間」⇒適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行います。
- ②「人が密集している」⇒出席人数を限定する(随行者の制限)など、会議規模の縮小を行います。
- ③「近距離での会話や発声が行われる」⇒会場のレイアウトについて、対面形式は避け、教室形式等で対応します。また、参加者同士の距離が取れるようにします。

2. 当所主催の会議等について

(1) 会議、セミナー、講演会等

<～4月12日(日)>

- ①参加人数、審議事項の有無(会議)に関わらず、事業(会議・セミナー・講演会等)については、中止もしくは延期とします。
- ②4月13日(月)以降の取扱いについては、下記のとおり。

- ①参加人数に関わらず、上記「前提条件」をクリアできない会議・セミナー・講演会等については、中止もしくは延期とします。
- ②議件以外の報告事項や講演の中止または延期など、会議時間の短縮や出席人数の限定による会議規模の縮小を検討します。

<開催の際の留意事項>①、②について徹底をお願いします。

- ①参加者が特定できるよう、必ず氏名・所属先・連絡先を把握します。
- ②咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただきます。
- ③会場での手消毒の徹底をお願いします(会場受付等には消毒液を設置)。
- ④事務局係員はマスクを着用し、業務に従事します。
- ⑤マスクの用意がない出席者が希望した場合は、マスクを配布します。

(2) 懇親会・交流会(飲食を伴うもの)

- ・飲食を伴う懇親会・交流会の開催は、主催する組織の長と相談のうえ、原則として開催を控えます。

3. 当所事務局の対応について

(1) 出勤について

- ①4月12日(日)までの間は、原則として各部署で出勤する事務局員の数を半数以下とします。
- ②事務局員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせます。
- ③少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。
- ④事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず総務部に報告します。

(2) 時差出勤

- ・事務所は9時から開所しておりますが、部署ごとに電話当番1名（毎日交代制）を除き、9時出勤の事務局員は10時出勤、9時30分出勤の事務局員は10時30分出勤とします。

(3) テレワークの促進

- ・事務局員の個々の事情に応じて実施します。

(4) 出張

- 4月12日（日）までは、原則禁止とし、4月13日（月）以降についても、不要不急の出張は極力見合わせます。

(5) その他

①懇親会について

- ・プライベートを含め、極力控えます。

②海外への渡航について

- ・プライベートを含め、極力控えます。

③接客・打合せ（内部打合せ含む）について

- i) 不要不急の接客・打合せは控えます。
- ii) 実施する場合は、上記「前提条件」をクリアし、「事業実施等の注意事項」の内容を踏まえて実施します。
- iii) 相手の了解を取った上で、極力電話、メール等を使用するなど、感染防止に努めます。
- iv) 少しでも体調の悪い事務局員は対応しないよう、部署内で調整します。
- v) マスクの着用、相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛けます。

④会議室・応接ブースの利用について

- i) 会議室を利用する場合、換気のため、可能な限り扉は開放状態にします。
- ii) 利用後は利用者が消毒液を使用して、消毒を行います。

※会議室、応接ブースに限らず、密閉された空間での会議、打合せ、作業等の際は、上記対応を徹底します。

⑤その他

- ・手洗い、手消毒の徹底、マスクの着用を含む咳エチケット等、個人での感染防止策に努めます。

以上